

キャリア権 と キャリア法

～スポーツ権・スポーツ法との対比で～

1 スポーツ権のことを知っていますか？

- (1) **スポーツ権とは「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」**
- (2) 上記は 2011(平成 23)年 6 月に成立した「スポーツ基本法」前文の記述から
- (3) 超党派の国会議員からなる「スポーツ議員連盟」(会長・麻生太郎元首相)が提案したスポーツ基本法 → 国家戦略としてスポーツ推進が位置づけられている
- (4) スポーツ権のほかスポーツ団体に紛争解決にむけた努力を求めたり、スポーツ庁の設置検討も盛り込む
- (5) 「社会におけるスポーツの位置づけが大きくなる中、それぞれが(権利に対し)自覚を持たなければならない」(伊藤卓[効]弁護士・読売新聞 2011 年 6 月 17 日電子版における発言)

2 スポーツを「キャリア」に置き換えるとどうでしょうか？

- (1) **キャリア権とは「キャリア(職業生活)を通じて幸福で豊か生活を営むことはすべての人々の権利」**(スポーツ権をもじると…)
- (2) スポーツ権同様に「キャリア基本法」の必要性
- (3) 超党派の支援が望ましい
- (4) 「社会におけるキャリアの位置づけが大きくなる中、それぞれが(権利に対し)自覚を持たなければならない」(上記の伊藤弁護士発言をもじると…)

3 キャリアは法令用語では「職業生活」と訳されてすでに使われています

- (1) **ブックレットに記述**があるように多くの法令に顔を出す
- (2) 雇用対策法や職業能力開発促進法、男女雇用機会均等法や障害者雇用促進法など 19 の法律で使われている
- (3) 誰にでもキャリアがあり、これを法的に基礎づけるものとして「キャリア権」という形で認め、それにより国民の円滑なキャリアの形成と展開に配慮し支援することを国家等の責務として宣明する意義と必要
- (4) キャリア教育政策からキャリアにもとづく職業能力開発政策と能力発揮までを貫く太い柱として活力ある社会を再構成することを目指す

- (5) それらをカバーする法の領域は「キャリア法」として開拓されていく

4 NPO法人キャリア権推進センターに基軸（ハブ）の機能を期待しています

- (1) キャリア権をたんなる「理念」から広く実務で尊重されるものへと変換する機能
- (2) 具体化のための人材（コンサルタント、インストラクターなど）を育成する機能
- (3) キャリアの形成と展開を尊重していこうとする関係者の相互学習を促進する機能
- (4) キャリア権とキャリア法学の調査研究を推進する機能
- (5) 「キャリア基本法」のような形での立法化にむけて各方面に働きかける機能

(2013. 4. 16 諏訪康雄)

[参考]

「労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。」
(雇用対策法3条・基本理念)

「労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。」(職業能力開発促進法3条・基本理念)